

- 山武市内で事業展開をお考えの企業の皆さま
- 事業拡大をお考えの山武市内の企業の皆さま

山武市

企業立地支援制度のご案内

■市外から、新たに工場・事業所等を立地したい

■市内で、工場・事業所等を拡張・移転したい

などご相談ください！

各種奨励金により、本市での立地を支援します！

企業立地奨励金

◆工場・事業所等に課税された固定資産税の納税相当額を5年分交付します。

雇用促進奨励金

◆市内在住の雇用者1人につき20万円を交付します。

埋蔵文化財発掘調査奨励金

◆埋蔵文化財発掘調査に要した経費の2分の1に相当する額を交付します。

まずはお問い合わせください

企業立地支援窓口 TEL. 0475-80-1131

山武市 総合政策部 企画政策課 企画係 企業立地担当

〒289-1392 山武市殿台296

FAX. 0475-82-2107 E-mail : kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

◆奨励金の交付を受けるには、指定企業の指定を受ける必要があります。

指定企業の指定手続き

申請時期	新たに立地した工場・事業所等が操業を開始する予定日の30日前までに申請書を提出してください。
対象企業	市内に工場・事業所等を新設又は増設した企業が対象となります。 【新設】 ・市外の企業が、市内に新たに工場・事業所等を立地する場合 ・市内の企業が、現在と異なる業種の工場・事業所等を市内に立地する場合 【増設】 ・市内の企業が、事業拡大のため既存の工場・事業所等を拡張する場合 ・市内の企業が、現在と同一の業種の工場・事業所等を新たに市内に立地する場合
対象業種	植物工場、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（旅館・ホテル）
主な要件	【投下固定資産】 ・工場、事業所等の操業までに取得した投下固定資産（土地・建物・償却資産）の取得価格の総額が、1億円以上（中小企業者である場合は、5,000万円以上）であること。 【常用雇用者数】 ・雇用期間に定めのない雇用者の人数が、10人以上（中小企業者である場合は、5人以上）であること。 ※業種により、要件の緩和措置がありますのでお問い合わせください。

◆奨励金の概要は次のとおりです。

企業立地奨励金

対象施設	工場、事業所等
対象地域	市内全域
交付額	操業までに取得した投下固定資産（土地・建物・償却資産）に課された固定資産税の納税額に相当する額を交付します。
交付対象期間	対象施設が操業を開始した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間です。
交付時期	交付対象期間の各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付します。

雇用促進奨励金

対象雇用者	雇用期間に定めがなく、操業開始時より1年間勤務をしている市内在住の雇用者が対象です。
交付額	対象雇用者1人につき20万円を乗じた額を交付します。上限額は、2,000万円です。
交付時期	対象施設が操業を開始した日から、1年を経過した後に1回限り交付します。

埋蔵文化財発掘調査奨励金

交付額	対象施設の設置に伴い、埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、その経費（試掘調査費、消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額（千円未満の端数は切捨てます。）を交付します。上限額は、500万円です。
交付時期	企業立地奨励金の交付時に併せて交付します。

山武市の奨励金制度と併せて、千葉県補助金等の交付を受けられる場合がありますので、別途お問い合わせください。